

特定非営利活動法人 こはるび 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こはるびという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県大崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、社会的養護を必要とする子どもたちに対して、家庭的な環境の中での生活の場を提供し、心身の健やかな成長と社会的自立を支援し、その推進のために、里親に対するサポート等を行う。また里親制度の普及啓発、地域社会との交流・連携を深める活動を通じて、子どもやその家族が孤立することなく、多様な人々とつながりながら共に生きていける社会の実現及び児童家庭福祉に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の養護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に関する事業

- ① 人材育成事業
- ② 児童自立生活援助事業
- ③ 小規模住居型児童養育事業
- ④ 子育て短期支援事業・夜間養育事業
- ⑤ 退所児童等アフターケア事業
- ⑥ 里親子支援事業
- ⑦ 青年後見人（未成年者後見人）受任に関する事業
- ⑧ 児童家庭支援センターを運営する事業
- ⑨ 子どもの貧困対策に関する事業
- ⑩ 社会的養護に関する研修事業
- ⑪ 法人の目的を達成するためのその他の事業

(2) その他の事業

① 法人グッズ等販売

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、役員の職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計及びその他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受

け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人の主たる事務所において公衆の見やすい場所で掲示する方法、又は、この

法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	千葉	智美
理事	早坂	拓
理事	武田	和浩
理事	今野	信哉
理事	齋藤	浩喜
監事	櫻井	多恵子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員（個人）	入会金	無料	年会費	3,000円
(2)賛助会員（個人）	入会金	無料	年会費	一口 1,000円
(3)賛助会員（団体）	入会金	無料	年会費	一口 5,000円

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 こはるび

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	役職名等
1	理事	チバ トモミ		有	理事長
		千葉 智美			
2	理事	ハヤサカ ヒラク		無	
		早坂 拓			
3	理事	タケダ カズヒロ		無	
		武田 和浩			
4	理事	コンノ シンヤ		無	
		今野 信哉			
5	理事	サイトウ ヒロヨシ		無	
		齋藤 浩喜			
6	監事	サクライ タエコ		無	
		櫻井 多恵子			
7					
8					
9					
10					

特定非営利活動法人こはるび 設立趣旨書

1 設立の趣旨

近年、家庭環境の変化や社会的孤立、虐待、経済的困難など、さまざまな理由により家庭での養育が困難な子どもたちが増加しています。児童相談所や児童養護施設が担う役割は大きいものの、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな養育の必要性はますます高まっています。

私たちは、2009年（平成21年）に宮城県養育里親として登録して以来、家庭養護の実践を積み重ね、2023年（令和5年）にはファミリーホーム「ぐるんぱハウス」を開設いたしました。しかし、活動が続ける中で、里親が地域や当事者間でも孤立・孤独を感じている現状や、自立を控えた子どもたちに対するフォローの手薄さ、さらには孤立した子育てに悩む実親への支援不足といった、里親制度を取り巻く深刻な課題を痛感してきました。

これまで、里親のピアサポートグループ「ももじゃむ」や若者の会「ルピナス」の運営を通じてこれらの課題に向き合ってきましたが、一里親や任意団体としてできることには限界があります。

そこで、私たちは社会的・対外的な信用を獲得し、活動の安定と充実を図るために法人格を取得することを決意いたしました。法人化により、以下の設立の目的のとおり事業の幅を広げてまいります。

「地域の中にあたりまえに里親家庭がある社会」を目指し、子どもたちが「自分は大切な存在である」と実感できる居場所をつくり、愛情ある養育を通じて自己肯定感を育み、将来に希望を持てるよう支援してまいります。

2 設立の目的

社会的養護を必要とする子どもたちに対して、家庭的な環境の中での生活の場を提供し、心身の健全やかな成長と社会的自立を支援し、その推進のために、里親に対するサポート等を行う。また里親制度の普及啓発、地域社会との交流・連携を深める活動を通じて、子どもやその家族が孤立することなく、多様な人々とつながりながら共に生きていける社会の実現及び児童家庭福祉に寄与する。

令和 8年 8月 13日

設立代表者

氏名

千葉 智美

令和9年度（初年度）事業計画書

特定非営利活動法人 こはるび

1 事業実施の方針

本法人は、社会的養護を必要とする子どもたちに対して、家庭的な環境の中での生活の場を提供し、心身の健やかな成長と社会的自立を支援することを目的とし、その推進のために里親に対するサポート等を行う。また里親制度の普及啓発を行うため、以下の事業を展開する。初年度は基盤づくりと地域への認知度向上に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
小規模住居型児童養育事業	ファミリーホームの運営	1月1日～12月31日	事業所内	3人	3人	7,936
里親子支援事業	里子サポート「ルピナス」の開催	1月1日～12月31日	大崎市古川中里	3人	延べ40人	50
里親子支援事業	里親のピアサポート「ももジャム」の開催	月1回	事業所内	3人	延べ180人	100
児童自立生活援助事業	自動自立生活支援Ⅲ型	1月1日～12月31日	事業所内	3人	1人	2,500

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
物品販売事業	法人グッズ作成販売	10月末	事業所内	2人	10

令和10年度（次年度）事業計画書

特定非営利活動法人 こはるび

1 事業実施の方針

本法人は、社会的養護を必要とする子どもたちに対して、家庭的な環境の中での生活の場を提供し、心身の健やかな成長と社会的自立を支援することを目的とし、その推進のために里親に対するサポート等を行う。また里親制度の普及啓発を行うため、以下の事業を展開する。次年度は引き続き基盤づくりと地域への認知度向上に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
小規模住居型児童養育事業	ファミリーホームの運営	1月1日～12月31日	事業所内	3人	3人	7,500
里親子支援事業	里子サポート「ルビナス」の開催	1月1日～12月31日	大崎市古川中里	3人	延べ40人	50
里親子支援事業	里親のピアサポート「ももジャム」の開催	月1回	事業所内	3人	延べ180人	100
児童自立生活援助事業	自動自立生活支援Ⅲ型	1月1日～12月31日	事業所内	3人	1人	2,500

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
物品販売事業	法人グッズ作成販売	10月末	事業所内	2人	10

令和9年度（初年度） 活動予算書

法人成立の日から 令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人 こはるび

科目	金額（単位：円）		合計
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	30,000		30,000
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
小規模住居型児童養育事業収益	12,000,000		12,000,000
里親子支援事業収益	0		0
児童自立生活援助事業収益	3,000,000		3,000,000
5 その他収益			
受取利息	1,000		1,000
雑収益	100,000	3,000	103,000
経常収益計	15,131,000	3,000	15,134,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,600,000		3,600,000
法定福利費	576,000		576,000
出張手当	40,000		40,000
福利厚生費	40,000		40,000
(2) 人件費計	4,256,000	0	4,256,000
(2) その他経費			
会議費	60,000		60,000
旅費交通費	120,000		120,000
食費	1,440,000		1,440,000
教育費	2,400,000		2,400,000
水道光熱費	420,000		420,000
通信運搬費	120,000		120,000
消耗品費	900,000		900,000
車両費	760,000		760,000
雑費	120,000		120,000
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計	6,340,000	0	6,340,000
事業費計	10,596,000	0	10,596,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,600,000		3,600,000
給料手当			0
法定福利費	576,000		576,000
福利厚生費			
(2) 人件費計	4,176,000	0	4,176,000
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	30,000		30,000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	30,000	0	30,000
管理費計	4,206,000	0	4,206,000
経常費用計	14,802,000	0	14,802,000
当期経常増減額	329,000	3,000	332,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0		
当期正味財産増減額	329,000	3,000	332,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			332,000

令和10年度（次年度） 活動予算書

法人成立の日から（令和）10年12月31日まで

特定非営利活動法人 こはるび

科目	金額（単位：円）	
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	10,000	
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4 事業収益		
小規模住居型児童養育事業収益	12,000,000	
里親子支援事業収益	0	
児童自立生活援助事業収益	3,000,000	
5 その他収益		
受取利息	1,000	
雑収益	100,000	3,000
経常収益計	15,141,000	3,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,600,000	
法定福利費	576,000	
出張手当	40,000	
福利厚生費	40,000	
(2) 人件費計	4,256,000	0
(2) その他経費		
会議費	60,000	
旅費交通費	120,000	
食費	1,440,000	
教育費	2,400,000	
水道光熱費	420,000	
通信運搬費	120,000	
消耗品費	900,000	
車両費	760,000	
雑費	120,000	
施設等評価費用		0
減価償却費		0
支払利息		0
その他経費計	6,340,000	0
事業費計	10,596,000	0
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	3,600,000	
給料手当		0
法定福利費	576,000	
福利厚生費		
(2) 人件費計	4,176,000	0
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	30,000	
減価償却費		
支払利息		
その他経費計	30,000	0
管理費計	4,206,000	0
経常費用計	14,802,000	0
当期経常増減額	339,000	3,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	
当期正味財産増減額	339,000	3,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		342,000